

令和6年2月28日付けで提出されました「2024年 春闘要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
1.労使交渉について 勤務労働条件に係る変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上で実施すること。	地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な労使交渉を行っていく。
2.任用について (1)次年度の採用について任用条件等に変更がある場合は、本人に事前に十分な説明を行い希望に沿った配置にすること。	会計年度任用職員の職については年度ごとに新たな職として設定し、地方公務員法で定める平等取扱いや成績主義の原則を踏まえ、都度選考し採用していく。
(2)給与改定に基づく法改正があった場合、会計年度任用職員も遡及できるよう契約書に記載すること。	常勤職員の給与改定に準じた給与等の改定が行えるようにするため、任用条件通知書に、任用期間中に給与等の改定が有り得ることを記載する。
3.労働条件の改善について フルタイム会計年度任用職員の夏季休暇を正規職員と同じにすること。 また、夏季休暇取得期間については柔軟に対応すること。	規則どおりとする。 また、取得期間については、7月から9月までの間に夏季休暇を取得することが困難な職員に限り、6月から10月までの間に拡大する。